

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、国の債権管理等の事務の適切かつ効率的な実施を図る観点から、国の債権の管理業務の実施状況及び滞納の拡大防止対策等の実施状況を横断的に調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 調査対象機関

- | | |
|---------------|---|
| (1) 調査対象機関 | 内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、特定個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省 |
| (2) 関連調査等対象機関 | 日本年金機構、市（2） |

3 担当部局

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 行政評価局 | |
| 管区行政評価局 | 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州） |
| 四国行政評価支局 | |
| 沖縄行政評価事務所 | |
| 行政評価事務所 | 5 事務所（秋田、東京、石川、岡山、熊本） |

4 実施時期

平成 26 年 5 月～27 年 6 月